

第373回(令和7年12月)定例会

提案意見書案

番号	件名	提出会派
意1	JRローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書	自民
意2	持続可能で質の高い福祉サービス提供体制の確立と、地域共生社会の実現に向けた抜本的政策の推進を求める意見書	自民
意3	公立病院等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書	維新
意4	高齢者等のデジタルデバイド対策の充実強化を求める意見書	維新
意5	地方税財源の充実確保を求める意見書	公明
意6	危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書	公明
意7	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	県民
意8	多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書	県民

意見書案 第 号

(自由民主党)

JRローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書

JR会社が担う全国的な鉄道ネットワークは、ユニバーサルサービスとしての役割を担い、各社の経営状況にかかわらず、全国で公平かつ安定的に確保されるべき極めて重要な交通インフラである。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化、地方の過疎化など、社会情勢の変化に伴い、特定のJR会社では経営の効率化を迫られる中、利用の少ないローカル線の維持と持続可能性の両立が大きな課題となっている。このため、国では、令和5年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正し、鉄道再構築のための議論を行う仕組みができたところである。

ただし、鉄道のあり方は、利用の少ない特定の区間の採算性だけで議論できるものではなく、地方創生や鉄道ネットワークの議論が不可欠である。

兵庫県内のローカル線は、地域の足として、特に将来を担う学生の通学に重要な役割を果たしているとともに、地方の活性化や観光振興においても欠かすことのできない存在であり、鉄道の廃止や減便により、地方の魅力が大きく低下することが懸念される。また、再構築により鉄道事業者から沿線自治体への負担転嫁の流れが加速し、ますます地域間格差が広がることも危惧される。

さらに、県内のローカル線は、全て全国路線網とつながるネットワークを構成する路線である。2025年は阪神・淡路大震災から30年の節目を迎え、兵庫県にとっても震災の記憶と教訓を次世代に継承する重要な年である。災害に強い社会の構築が求められる中、鉄道は大規模災害時における迂回ルートとしてのリダンダンシー機能を有しており、地域のレジリエンスを支える災害対応インフラとして、その役割を改めて認識するところである。このような認識のもと、ネットワークを構成するような路線については、一部の区間のみ、一部の自治体のみで議論を行うことはできない。

また、県北部の山陰本線（竹野駅～香住駅～浜坂駅）区間などでは、依然としてICOCA等のIC乗車券に対応していない駅が存在し、地域住民や観光客から早期対応を求める声が上がっている。地域間の利便性格差を解消し、利用促進を図る観点からも、国の支援と関与が不可欠である。

地方創生を実現させ、災害に強い鉄道ネットワークを将来にわたって維持することは、国の責務であり、鉄道のあり方は、自治体や鉄道事業者任せにするのではなく、国が責任を持って取り組む必要がある。

については、JRローカル線の維持に向け、国による積極的な関与と必要な支援措置について、次の事項に関し特段の対応を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 広く国民にユニバーサルサービスとして提供する社会基盤となる鉄道ネットワークのあるべき姿を明らかにすること。その上で、利用が少なくても国土の均衡ある発展に必要な路線については、J R各社の経営状況にかかわらず、国の責務で維持すること。
- 2 J Rローカル線については、安易な減便を行わないよう指導するとともに、鉄道事業者によるI C O C A等のI C乗車券対応の促進を含むキャッシュレス化の導入や駅設備の改良など、利便性向上の取組を支援すること。また、これらの取組を通じて利用者の増加や地方創生が進むよう、国による財政的・技術的支援制度を創設すること。
- 3 経営の効率化や災害等を契機に、鉄道事業者側の一方的事情で、安易に存廃や再構築議論を行わないよう、自治体の意向を十分に尊重した上で制度運用することを、国の責任においてJ R各社に対し厳格に指導すること。
- 4 令和5年の法改正以降、J Rローカル線の再構築の取組が全国的に進められている中、地方から様々な意見が出てきている状況を踏まえ、国により再構築の議論の深化を図るために開催された「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会（第2期）」では、地方の意見を十分に聴き、現状に合った必要な見直しを行うとともに、一部の自治体のみが負担を強いられることがないように、公平な制度構築を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

持続可能で質の高い福祉サービス提供体制の確立と、地域共生社会の実現に向けた抜本的政策の推進を求める意見書

我が国においては急速な少子高齢化や単身世帯の増加に伴い、地域社会が抱える福祉ニーズは複雑化・多様化している。特に、福祉・介護の現場では、全産業との賃金格差が依然として解消されず、物価高騰などの影響も重なり、恒常的な人材不足が深刻な課題となっている。公定価格に基づき運営される社会福祉法人等においては、経営努力のみでこの状況に対応することには限界があり、安定したサービス提供がおびやかされる事態となっている。

また、近年頻発する自然災害に対し、「命と暮らし」を守る災害福祉支援体制の構築は喫緊の課題である。さらに、単身高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、身寄りのない高齢者等を地域で支える仕組みづくりや、孤独・孤立の防止に向けた包括的な支援体制の強化が求められている。

これらの課題に対応し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現するためには、地方自治体の施策に加え、国における抜本的な制度改正と十分な財政措置が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 福祉・介護人材の確保と処遇改善のため、介護・障害福祉サービスの報酬改定へ物価・賃金スライド方式を導入するとともに、資格取得支援・ICT等による業務負担軽減への財政支援を強化すること。
- 2 都道府県福祉人材センターの機能維持・強化のため、キャリア支援員等の継続的な雇用が可能となる安定的な財源を確保すること。
- 3 災害時における被災者支援の実効性を高めるため、「被災者援護協力団体登録制度」の運用において自発的なボランティア団体の活動が不当に制限されないよう配慮するとともに、「災害ケースマネジメント」を推進する研修・体制整備を支援すること。
- 4 身寄りのない高齢者等を地域で支えるため、市町が中心となって支援が可能となる法制度の整備及び必要な財源措置を行うこと。
- 5 日常生活自立支援事業について、相談・支援ケースの複雑化に対応できるよう、補助基準額を見直すなど、社会福祉協議会への十分な財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

公立病院等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書

現在、公立病院等の経営は非常に厳しい状況に置かれている。診療報酬では、人材確保に向けた処遇改善への対応が十分に反映されず、また、最近の原材料費や輸送費などの急激な物価高騰のため、全国的に公立病院等の経営が難しくなってきている。

公立病院等は、民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度先進医療の多くを担っており、地域の三次救急医療の最後の拠り所となっている。

よって、国におかれては、次の事項につき早急に検討・実施し、地方の公立病院等が、医療サービスを持続可能に提供できる支援体制を構築されるよう下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 医療機関の経営安定化を図るため、診療報酬について、物価・賃金上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 2 救急医療、高度先進医療などの地域に不可欠な医療サービスを提供する医療機関に対しては、診療報酬の引上げでもなお十分に対応できていない部分は、繰出基準の改正と地方財政措置の充実強化を図るなどの支援策を講じること。
- 3 医療機関の経営基盤を強化し、地域医療を持続させるため、不採算医療、政策医療に対する繰出基準の充実強化と地方財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

高齢者等のデジタルデバイド対策の充実強化を求める意見書

近年、インターネットの普及に伴うデジタル化の進展により、行政手続きなどはスマートフォンを通して行うことが増えているが、一方で高齢者等の中には、このような流れに取り残される方々が出てきており、インターネット等のICT技術を活用できる人とそうでない人とのデジタルデバイド（情報格差）が大きな問題となっている。

デジタル化の目的は、あくまでも国民の利便性向上に資することであり、デジタル化を進めた結果、デジタルになじみのない方々の利便性が低下してしまうことは本旨ではない。

地方公共団体ではそれぞれの地域でデジタルデバイドの是正に取り組んでいくところであるが、国を挙げて取り組むべき課題であると考える。

よって、国におかれては、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 国において現在の講習会等に止まらず、高齢者等の総合的・多面的なデジタルデバイド対策を立案し、国を挙げて取り組むこと。
- 2 地方公共団体による高齢者等のデジタルデバイド対策の自主的な取組みに対する財政的支援を行うこと。
- 3 現在のスマートフォンは高齢者等にとって使うことが困難であるため、高齢者等がより容易に使えるような機器の開発支援等に取り組むこと。
- 4 ICT技術は高齢者等の活動領域を飛躍的に広げ、生活や創造活動の質を高める可能性があることから、ICT技術開発への支援に対して、国は積極的な役割を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化しており、さらには、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

この様な状況の変化に的確に対応し、地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化、インフラ整備等の取組を着実に推進するため、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって国におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画については、人件費増や物価高騰への対応など、地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
 - 2 いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
 - 3 地方交付税については、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。
 - 4 地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
 - 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。
- 以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の高度医療の実施、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の資金を拠出しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできない。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会が令和7年8月に実施した調査結果にもあるが、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応出来ておらず、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続けば、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことは出来ず、今、まさに地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面している。

よって国におかれては、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、下記の事項について早急かつ具体的に対応するよう強く要望する。

記

- 1 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 2 病院事業に係る地方交付税措置については、繰出基準の単価を引き上げ、それに対して確実な交付税措置を行うこと。
- 3 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、人件費や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を1979年に採択し、日本は1985年にこの条約を批准した。

さらに1999年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」（以下、選択議定書）が国連総会で決議・採択され、2000年12月末に発効している。2025年7月17日現在、条約批准189カ国中116カ国が選択議定書を批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向のもとで、日本政府は選択議定書の審議に参加し、国連の場で決議に加わったにもかかわらず、日本は「ジェンダーギャップ指数2025」において、148カ国中118位となっている。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するための更なる施策が急務となっている。

2024年10月には、女性差別撤廃委員会の日本第9回報告審査の最終見解において、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう勧告」された。また、政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国におかれては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等を早急に解決され、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書

日本で生活する在留外国人は、2025年6月時点で395万人を超え過去最高となっている。外国人労働者数は、2024年10月時点で230万人を超え、外国人労働者は日本の産業、地域経済にとって欠かせない存在となっている。

他方で、外国籍住民（移民）統合に関する政策の国際比較（M I P E X 2020）において、日本の政策の評点は47点と低く、52カ国中35位にとどまっており、日本は多文化共生のための社会基盤整備が不十分である。特に「反差別」についての取組が不十分とされ、16点と極めて低い評価を受けている。日本社会においては、国籍・民族を理由とする差別が続いており、ヘイトスピーチのような差別表現だけでなく、不公平な待遇や暴力、言葉の壁による孤立などの問題についての対策が急務である。在留外国人、とりわけ外国人労働者の増加が今後一層見込まれる中で、その受入環境整備が整わず、人権侵害行為が多発している状況は早急に改善しなくてはならない。

国会及び政府に対し、在留外国人の人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を円滑に営むことができる環境の整備を図ることが喫緊の重要課題であるとの認識に立ち、多文化共生社会の形成についての基本法を策定し、特に以下の取組を一層促進するよう強く要望する。

記

- 1 国の事務・事業の実施に当たって国籍や社会的文化的背景が異なることを理由に不当な差別的取扱がなされないようにすること。
- 2 国籍や社会的文化的背景が異なることを理由とする人権侵害や紛争の防止・解決に必要な体制を整備すること。
- 3 多文化共生社会の形成に関する教育・啓発、国民と在留外国人との交流の促進により、国民の関心と理解を深めること。
- 4 在留外国人への日本語等の習得機会の確保、情報提供等により在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を円滑に営むことができるための措置を講じること。
- 5 学齢期にある在留外国人に対する就学・教育の機会が確保されるよう必要な措置を講じること。
- 6 地方自治体が行き届く多文化共生社会形成のための各種事業について必要な財政措置等の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。